

二葉南元保育園 アスク新宿南町保育園



9月1日から保育園舎が移転します

現在は仮園舎(本塩町2、旧四谷第三小学校)で保育を実施していますが、9月1日(月)に新園舎に移転します。

▼二葉南元保育園

【移転先】南元町4
【8月31日(日)までの電話番号】
☎(3357)3701

▼アスク新宿南町保育園

【移転先】南町20-3
【8月31日(日)までの電話番号】
☎(5312)8308

【9月1日(月)からの電話番号】
☎(5225)2166

【問合せ】保育園子ども園課運営
(本庁舎2階)☎(5273)4525・☎(3209)2795へ。

二葉南元保育園で新入園児を募集

新園舎への移転(上記)に伴い、10月1日(水)から定員を拡大します。

【開所時間】午前7時15分～午後6時15分
※延長保育は午後8時15分まで。延長保育の利用は、園にお問い合わせください。

【受け入れ月齢】生後43日以上

【募集人数】
▼0歳：6名、▼1歳：4名
▼2歳：3名、▼3歳：9名
▼4歳：8名、▼5歳：12名
※1歳～5歳は平成26年4月1日現在の年齢で

【保育料】世帯の課税額と子どもの年齢に応じて決定

【申込みに必要な書類】
▼所定の申込書
▼保護者が子どもを保育できないことを証明する書類(就労証明書・在学証明書・診断書等)
▼平成25年中の所得税額を証明する書類(源泉徴収票確定申告書の控え等)
【申込み】10月から入園を希望する方は、必要書類をお持ちの上、9月10日(水)までに保育園子ども園(本塩町2)まで提出してください。

【課入園・認定係】(本庁舎2階)☎(5273)4527・☎(3209)2795へ(事前に来庁日を電話予約)。

※すでに他の保育園に入園申し込みをしている方の希望園変更と転園希望も、9月10日(水)までにお申し込みください。

※保育園、特別出張所では手続きできません。
※申込書は同係、区内の認可保育園・子ども園・特別出張所で配布するほか、新宿区ホームページから取り出せます。

消火器の点検・交換に関する トラブルにご注意を!



「消火器を無料で点検する」などと言って自宅を訪問した業者に、消火器を交換させられたり、長期間のリース契約を結ばされたりする被害が発生しています。「消防庁から来た」「交換は法律が変わったから、費用は国が負担する」といった虚偽の説明には、十分にご注意ください。事前に勧誘電話がかかってくる場合もあります。

被害を防ぐポイント

- ▼突然の訪問者は家に入れない
不審な電話には出ない
やむを得ず話を聞いても、少しでもおかしいと感じたら、「必要ない」とはっきり断りましょう。
- ▼契約前に周りの人に相談
言葉巧みな勧誘を受けても、相手のペースにはまらず、その場で書類にサイン・押印はしないようにしましょう。また、契約する前に家族や友人などの意見を聞き、よく考えてから承諾・契約しましょう。
- ▼困ったときは消費生活センターへ
契約内容がよく分からないとき

区役所のあつせん業者をかたる悪質商法にもご注意ください

区では、区内の家庭・事業所向けに、防災用品・消火器・住宅用火災警報器等をあつせんしています。区のあるせんに便乗して高額な商品売りつけるなど、悪質な訪問販売の被害も発生しています。

【問合せ】危機管理課事業推進係
(本庁舎4階)☎(5273)3874・☎(3209)4069へ。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出を

現況届はお子さんの養育状況などを把握するため、毎年提出していただくものです。

受給資格を継続するには、現況届の提出が必要です。対象の方には、現況届のご案内を7月末に郵送しています。届いていない方はご連絡ください。

【対象】児童扶養手当・特別児童扶養手当を申請し、認定を受けている方

【提出先・問合せ】証書と必要書類をお持ちの上、▼児童扶養手当は8月29日(金)まで、▼特別児童扶養手当は9月10日(水)までに子育て支援課育成支援係(本庁舎2階)☎(5273)4558・☎(3209)1145へ。

※特別出張所では手続きできません。

家庭教育級

●スマホトラブルの予防と対処法

【日時】9月20日(土)午前10時～12時

【内容】子どもがトラブルに遭う前にできること(高橋暁子/ITジャーナリスト・コンサルタント)

※託児があります(2歳～未就学児)。

【会場・申込み】往復はがきに2面記載例のほか参加者全員の氏名、託児希望の有無(希望する方はお子さんの年齢)を記入し、8月25日(必着)までに淀橋第四小学校(〒169-0074北新宿3-17-1)へ。

【主催・問合せ】淀橋第四小学校PTA・柳崎☎(6317)1625へ。

8月は24日 第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設

【開設時間】午前9時～午後5時

【開設場所】区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置)

※本庁舎1階の出入口をご利用ください。

取り扱い事務

必要書類や本人確認書類(代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類)等がないと、届出や証明書等の交付ができません。事前に必ず担当係へお問い合わせください。

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

◎住民記録
▼転入・転出・転居・世帯変更の届出(前住所地の区市町村に確認が必要な場合は手続きできないことがあります。国外からの転入は取り扱いません)。
▼外国人住民の住居地届(在留カードまたは特別永住者証明

戸籍

▼戸籍届書の預かり(届書の内容確認等は翌開庁日に行います)。
▼火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、▼戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの交付(請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族(関係が

8月24日は

国民健康保険料の休日相談を実施

保険料未納の状態が続くと、次回の保険証更新時に、通常より有効期限の短い保険証や資格証明書に切り替わる場合があります。また、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。この機会に相談と保険料の支払いにしてください。

【開設時間】午前9時～午後4時30分

【開設場所】問合せ【医療保険年金課納付相談係】(本庁舎4階)☎(5273)3873・4530へ。

世帯福祉給付金・子育て臨時福祉給付金・子育て申請受付窓口を開設

申請は郵送のほか、区役所第1分庁舎の窓口でも受け付けています。土・日曜日、祝日は休みますが、8月24日(日)は受付窓口を開設します。

【開設時間】午前9時～午後5時

【開設場所】区役所第1分庁舎1階ロビー

【区の担当課】臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階)☎(5273)43351

★給付金申請手続きなどのお問い合わせは

新宿区臨時福祉給付金等専用コールセンター
☎01200789292

【開設期間】12月17日(水)まで
【開設時間】午前9時～午後5時(火曜日は午後7時まで。8月24日(日)までは土・日曜日も開設)

●6月中旬から7月中旬に申請した方へ

現在、給付金の申請後、口座に振り込みが完了するまで、1～2か月を要しています。手続きが遅れていることをお詫びします。詳しくは、専用コールセンターへお問い合わせください。